

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成29年3月29日（平成29年（行情）諮問第108号）

答申日：平成29年8月3日（平成29年度（行情）答申第172号）

事件名：特定トンネル工事の「床堀時のクラック確認位置」についての指示書
・工事打合せ簿の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、北陸地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った平成26年3月11日付け国北整総情第525号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 国北整総情第525号平成26年3月11日（添付資料①）において、「開示する行政文書の名称」として「・4-2工事打合せ簿（協議等）ただし、①が含まれるもの」として1ファイルのみが行政文書開示がされています。

しかしながら北陸地方整備局長は下記のサ、シなどの行政文書について法からの国北整総情第525号平成26年3月11日行政文書開示決定通知書の①に当該行政文書であるにも関わらず行政文書開示決定通知書の「2不開示とした部分とその理由～別紙①に「特定改良地区改良工事」の「・変更図（第1回変更）」の「縦断方向斜面」の「床堀時のクラック確認位置」において、「特定国道特定トンネル工事」からの施工中の「床堀時のクラック確認位置についての～工事打合せ簿の全部～当該行政文書は保有していないため不開示～」として不当にこれの行政文書開示をしておらず、またこれでは北陸地方整備局長、北陸地方整備局には行政文書開示決定通知書（原処分）の1ファイルだけが該当する行政文書であって、他の不当に行政文書開示されない下記のサ、シあるいは他の行政文書など

は【「特定改良地区改良工事」の「・変更図（第1回変更）」の「縦断方向斜面」の「床堀時のクラック確認位置」において、「特定国道特定トンネル工事」からの施工中の「床堀時のクラック確認位置についての～工事打合せ簿の全部」】には該当しない行政文書という事実誤認の行政文書開示決定通知書（原処分）になりうるおそれから、審査請求人は下記のサ、シなどの行政文書などについては国北整総情第525号平成26年3月11日について下記のサ、シの行政文書開示（他にもあるのかもしれませんが）が妥当として不服があり審査請求をします。

イ 下記のサ、シなどの行政文書などについて

審査請求において、国北整総情第525号平成26年3月11日の①に該当すること、または該当することが含まれており行政文書開示が妥当とする行政文書名について。

《行政文書を特定・探索する概要》

国北整総情第465号平成26年1月21日から「監督体制強化対象工事」である特定国道特定トンネル工事の国北整総情第333号平成24年8月24日の「施工計画書」の国北整総情第282号平成25年9月24日の設計図面（当初）（添付資料③）の通りの施工からの（12）坑口処理「108/568」（添付資料②）から、②坑口切り取り（←これが床堀となる：国北整総情第327号平成25年10月28日工事数量総括表（添付資料④）の（当初設計）→坑門工→作業土工（坑口部の上半部分を床堀して坑口付けからトンネル掘削を開始していますが特定年月日Aのクラック発生の後からの下半部分の床堀が完了するまでは床堀時）の作業工程が完了からが「⑤やらず取付」で「～初期掘削時に発生が予想される土圧に備える。」としての施工計画書で完成をしています。

しかしながら支出負担行為担当官北陸地方整備局長の本官契約の特定国道特定トンネル工事の実態とは、現場に常駐して現場代理人を指揮監督する工事係（特定トンネル所長（所長手当支給））の指示から、監督体制強化対象工事の施工計画書と業者は勝手に違う施工で「②坑口切取」（添付資料②）とは床堀は上半部分だけ（実態は下半部分の床堀がまだ残っているのだがトンネル掘削を開始する←法面クラック発生後に下半部分の床堀を施工する）で、また「⑤やらず取付」（添付資料②）とは、「～初期掘削時に発生が予想される土圧に備える。」としながら実態とは業者が「やらず」を設置しないままトンネル掘削の開始という本官契約の監督体制強化対象工事の施工計画書と業者が勝手に違うトンネル掘削の施工となった（添付資料⑤）。

特定トンネル作業所が監督体制強化対象工事の施工計画書の「⑤ やらず取付」（添付資料②，③）を施工しないままでトンネル掘削を開始したのだが，事前に監督体制強化対象工事の施工計画書の「⑤ やらず取付」で予見していた「～初期掘削時に発生が予想される土圧に備える口」という「やらず」を設置しないままのトンネル掘削の施工の開始で「やらず」を設置しないトンネル掘削中の時点の特定年月日Aに「床堀時のクラック確認位置」のクラック状況の出来事であった。

ウ 国北整総情第512号平成26年2月25日の行政文書開示の工事打合せ簿の「No. 60 特定坑口部についての設計照査について」・「5/12」（添付資料⑥）の工事写真の一覧から，上半部分だけ床堀の「坑口付け完了」で，この「やらず」の設置がされていない「坑口付け完了」の後から「クラック状況」の工事写真として，国北整総情第525号平成26年3月11日の「4-2 工事打合せ簿：No. 29」の「3/24」の工事写真の，主任監督員の黒板にはクラックの位置を赤スプレーで確認している「法面对策工」の「法面クラック現況（特定年月日A）」（添付資料⑦）と同様の工事写真から「クラック状況」を確認している。

【※主任監督員による「法面对策工」の「法面クラック現況」として赤スプレーでクラック位置の確認の工事写真についての工事写真の工事打合せ簿の全部とは行政文書開示が妥当である。】

エ この現場に常駐する現場代理人を指揮監督する工事系の指示からの監督体制強化対象工事の施工計画書とは違う坑門工→作業土工・坑門工→坑口付工の施工とは，監督職員の承諾も無い（国北整総情第282号平成25年9月24日，国北整総情第371号平成25年11月29日の「工事完成図」とは国北整総情第520号平成26年3月4日の②から北陸地方整備局長，監督職員の承諾が無いものであった）という施工によるものであった。

国北整総情第282号平成25年9月24日の「No. 32 下半インパクト掘削時の変状対策について」・「11/20」（添付資料③）では請負者は「～下記の応急対策工を実施～」としているが，つまりこの応急対策工とは監督体制強化対象工事の施工計画書と違う業者の勝手な上半部分だけの床堀の坑口付け工から，かつ監督体制強化対象工事の施工計画書の「⑤ やらず取付」の「～初期掘削時に発生が予想される土圧に備える。」（添付資料②）という「やらず」も設置しないままトンネル掘削中の出来事であった。

オ 国民からはではどうして現場に来る役所がトンネル掘削の開始でも「やらず」について監督業務（指摘等）をしないのかとされそうだ

が、坑口部のクラックの発生の直前の特定年月日Bに現場技術員から「やらず」の話があって作業所の職員はこれを全員が知っており、作業所では監理技術者らは役所の言うとおりに「やらず」の設置を主張したのですが現場に常駐して現場代理人・監理技術者を指揮監督する立場の工事係（特定支店の毎月の所長会議に出席して所長手当を支給される特定トンネル所長で、実際に現場ではかなりの工事期間にこの現場に常駐の工事係（特定トンネル所長）だけがヘルメットが2本線で、現場代理人、監理技術者といえども現場に常駐の工事係の指揮監督管理下でヘルメットが1本線であったのだから現場で監督業務の北陸地方整備局の監督職員とは本当に会社の作業所の管理体制（現場に常駐する工事係が現場代理人を含む全職員を指揮監督する）を知らなかったのか（建設業界ではヘルメットの本数で責任者を判別することは常識だが。））がやらずの施工の許可をしなかったこと（工事係（特定トンネル所長）はまだ後から施工するとしてその前の特定年月日Aに法面クラックが発生した）が役所の話からでもやらずの設置できなかった理由である。←つまり仮に会社（本社）が国の工事の普通の作業所の運営のように現場代理人を頂点とする作業所の人事配置からでは現場技術員の話からも「やらず」をトンネル掘削中にまだ設置しない（会社（本社）からの作業所では常駐の工事係が頂点という人事体制（北陸地方整備局行政相談情報提供）ではやらずの設置の指示ですら監理技術者が出来ない）という悲劇は事前に対応ができていたのではこの「応急対策工」の延長というのが「特定改良地区改良工事」の「・変更図（第1回変更）」の「縦断方向斜面」ならば、国民からは請負者の設計図面・監督体制強化対象工事の施工計画書と違う施工の件（監督体制強化対象工事の施工計画書のやらずの設置が無いままでトンネル掘削など）に国が税金で他工事（特定改良地区改良工事）とは納得ができない（弁償責任などの工事を特定国道事務所が発注など）で自然である。←また仮に諮問庁としては原処分に処分庁の探索から「床堀時のクラック確認位置」という本件対象文書の対象である主任監督員の黒板にはクラックの位置を赤スプレーで確認している「法面对策工」の「法面クラック現況（特定年月日A）」（添付資料⑦）に該当する工事文書が確認されたでは国民からは「特定改良地区改良工事」の「・変更図（第1回変更）」の「縦断方向斜面」の工事の原因の真相等の隠ぺい（設計図面・施工計画書と違う施工からでは弁償責任など、あるいは監督体制強化対象工事の施工計画書の「やらず」の設置が無いままという監督体制からトンネル掘削中にクラックが発生したこと、国北整総情第486号平成24年12月17日から坑門工→作業土工の監督体制強化対象工事の段階確認を実施しない

という国の工事の完成だったから役所ではクラックの位置が解らないおそれ)などでも自然である。

- カ 「特定改良地区改良工事」の「・変更図(第1回変更)」の「縦断方向斜面」の発注者の特定国道事務所長(道路管理者)は、「特定改良地区改良工事」の「・変更図(第1回変更)」の「縦断方向斜面」の「床掘時のクラック確認位置」(参考資料:添付資料⑨)と、特定国道特定トンネル工事の特定国道事務所の職員の主任監督員の黒板にはクラックの位置を赤スプレーで確認している「法面对策工」の「法面クラック現況(特定年月日A)」(添付資料⑦)などから一致(参考資料:添付資料⑨)しないおそれについては特定国道事務所(道路管理者)甲・監督職員は国の税金の工事だから特定国道特定トンネル工事の特定年月日A主任監督員の工事写真の確認は無いのだろうか(北陸地方整備局行政相談中ですが現在も回答無し←これは本来は北陸地方整備局から単にすぐに一致という回答が自然ですが現在も主任監督員が確認の工事写真(添付資料⑦)と特定改良地区改良工事の縦断方向斜面と一致としているという回答がありません←このクラック(添付資料⑥・⑦)とは下方のどこまでかに延びていますが、この下方とは設計図面に無い勝手な施工の巨大構造物の底盤コンクリート(添付資料⑰:国北整総情第359号平成25年11月22日,国北整総情第456号平成26年1月14日)があります。特定改良地区改良工事の縦断方向斜面とはここに設計図面に無い勝手な施工の巨大構造物の底盤コンクリート(添付資料⑰)を考慮しての国の工事なのか(この坑門本体内とはトンネル内部の覆工と一体構造物である)。
- キ 「No. 32 下半インパート掘削時の変状対策について」の検討書では「11/20」(添付資料⑧)では「本坑口付けは全断面では困難なため、上半部分で実施している。」←現場での監督体制強化対象工事の施工計画書とは違う本坑口の坑口付けの施工について、本社の検討書(添付資料⑧)では、本坑口の坑口付けの施工の事前の段階から「本坑口の坑口付けは、全断面では困難なため、上半部分で実施している。」から実際の現場の施工が「本坑口の坑口付けは、全断面では困難なため、上半部分で実施している。」としてトンネル掘削(参考:添付資料⑦)の開始だったでは、本社は坑口付けの事前の段階で既に坑口付けの掘削高さ(本坑口の坑口付けは地山の掘削高さ10m以上あったということ)を把握しての上半部分の施工の実施であったという本社ぐるみで安衛法第88条の違法行為の実態の暴露の検討書(←全断面では困難なため～からとは全断面の高さを正確に把握していないでは言えない検討書で自然である)の行政文書で自然である←つまり単に全断面でなく上半部分で実施とは現場での工程上などが原

因とかでは無く、本社の「本坑口の坑口付けは、全断面では困難なため、上半部分で実施している。」という検討からである。←全断面では困難なため～からとは全断面の高さを正確に把握していないとは言えない検討書で自然である。

ク 本社の「本坑口の坑口付けは、全断面では困難なため、上半部分で実施している。」ですが、

(ア) では本社の検討書では、どうして設計図面の通りに支保工を等辺山形鋼材で縦断方向（添付資料③）で強固に連結する施工が横断方向の施工の工事写真（国北整総情第124号平成25年6月10日）（添付資料⑯）では設計図面より脆弱な坑口部で自然ではないのか？

(イ) では監督体制強化対象工事の施工計画書の「～初期掘削時に発生が予想される土圧に備える。」という「やらず」も設置がされないままでのトンネル初期掘削なのか？

すると仮に特定国道特定トンネル工事が設計図面どおり、監督体制強化対象工事の施工計画書どおりの施工であるならば、特定国道事務所長が発注者の「特定改良地区改良工事」の「・変更図（第1回変更）」の「縦断方向斜面」という「床堀時のクラック確認位置」からの国の工事が生じるのか。

ケ 国北整総情第329号平成25年10月28日など特定年月日C特定国道事務所記者発表資料（添付資料⑩）では特定国道特定トンネル工事の本坑口の坑口付けの【坑口全景】とは安衛法88条違反の違法行為（添付資料⑪）の写真ですが、これが国（特定国道事務所）ではこれで現在も国民・マスコミに記者発表資料しているという驚愕ですが、特定年月日D北陸地方整備局契約課長・道路工事課長行政相談結果（添付資料⑫）とは「本坑口の坑口付けの安衛法88条違反について」などについて回答が無いのだから、国民からは特定年月日C特定国道事務所記者発表資料（添付資料⑩）で特定国道特定トンネル工事の本坑口の坑口付けの【坑口全景】の安衛法88条違反の違法行為（添付資料⑪）の写真で現在もこれで国民・マスコミに記者発表資料では、北陸地方整備局、特定国道事務所の身内の庇い合いから安衛法第88条違反の違法行為（添付資料⑪）を国家公務員の行政相談の職務として知っている立場ですがこれが身内の国民・マスコミに記者発表資料ではもはや回答すら出来ないあるいは回答をしないという不自然な特定年月日D北陸地方整備局契約課長・道路工事課長行政相談結果（添付資料⑫）と恩われて自然である。

コ 現場代理人兼統責者は安衛法88条（10m以上の高さの地山の掘削）を知っている立場（国北整総情第388号平成24年10月17

日、新津基署発第100号平成24年11月14日)での本坑口の坑口付けの施工で、またこれで国の工事の完成であった。

- サ 国北整総情第282号平成25年9月24日の【No. 32 下半インパート掘削時の変状対策について】(添付資料⑬)において、【②坑口斜面の法面の吹付コンクリートにクラックが発生した(下写真)】としていることから、この(下写真)という(添付資料⑦)とは、(ア)この(下写真)という工事写真(添付資料⑦)からも下半部分の床堀がまだ施工中であることから床堀中であり、これは床堀時のクラック確認位置の工事写真であるから「特定改良地区改良工事」の「・変更図(第1回変更)」の「縦断方向斜面」の「床堀時のクラック確認位置」の工事写真である。

(仮にですが「床堀時のクラック確認位置」を「監督体制強化対象工事の施工計画書のと通りのやらずの設置が無いままでのトンネル掘削中で下半部分を除く上半部分だけの床堀時の主任監督員が現場で確認の工事写真のあるクラック位置確認」にすると誰かが何か都合が悪いのでは国民から法から「床堀時のクラック確認位置」についての行政文書のすべての開示とは誰かが何か都合が悪いから出来ないと思われて自然である。)

- (イ) 特定年月日A主任監督員の黒板の「法面对策工」の「法面クラック現況」の確認の位置が赤スプレーからSL(スプリングライン)から約1.8m程度まで「法面クラック現況」が目視で発生していることが確認されるという「床堀時のクラック確認位置」についての工事写真の工事打合せ簿で上記から行政文書開示が妥当の審査請求です。

- シ 国北整総情第458号平成26年1月14日(添付資料⑭)から、「～・施工業者(特定会社)より、のり面对策工の提案がなされているため～」とあることから、特定国道特定トンネル工事から「特定改良地区改良工事」の「・変更図(第1回変更)」の「縦断方向斜面」の法面对策工の提案の工事打合せ簿が存在することが考えられる。

- (ア) 国北整総情第512号平成26年2月25日の行政文書の、「No. 60 特定坑口部についての設計照査について」とは「§4. 考えられる対策工(案)」(添付資料⑭-1)としていることから「～・施工業者(特定会社)より、法面对策工の提案がなされているため～」に該当する文書のひとつであると考えられる。

- (イ) 「～・施工業者(特定会社)より、法面对策工の提案がなされているため～」に該当する一部と考えられる行政文書の「No. 60 特定坑口部についての設計照査について」とは「§2. 変位状況(特定年月日E)」(添付資料⑮)として「②坑口右斜面の法面の

吹付けコンクリートにクラックが発生した（下写真）」と特定国道特定トンネル工事の請負者自身が説明していることから「～・施工業者（特定会社）より、のり面对策工の提案がなされているため～」ということの「特定改良地区改良工事」の「・変更図（第1回変更）」の「縦断方向斜面」の「床堀時のクラック確認位置」とは、特定年月日A主任監督員の黒板の「法面对策工」・「法面クラック現況（特定年月日A）」の確認の位置が赤スプレーからSL（スプリングライン）から約1.8m程度まで「法面クラック現況」が目視で発生していることが確認される工事写真（添付資料⑦）という（下写真）であることから、特定国道特定トンネル工事からの施工中の「床堀時のクラック確認位置」についての工事打合せ簿で上記から行政文書開示が妥当の審査請求です。

ス しかしながら特定年月日C特定国道事務所記者発表資料（添付資料⑩）で特定国道特定トンネル工事の本坑口の坑口付けの【坑口全景】の安衛法88条違反の違法行為（添付資料⑪）の写真で現在もこれで国民・マスコミに記者発表資料であるのでは、もはや特定年月日D北陸地方整備局契約課長・道路工事課長行政相談結果（添付資料⑫）とは身内のことでは本坑口の坑口付けの安衛法88条違反の回答が誰かが出来ないのかあるいは回答をしないのか（実は特定年月日F北陸地方整備局G主任監査官の回答に「齟齬」があったからでは？←国北整総情第467号平成24年11月30日←これでは国民からは国の工事で北陸地方整備局主任監査官の安衛法88条の「齟齬」とはヒアリング内容はこの特定年月日C特定国道事務所などの国の内部からか、あるいは外部からのヒアリングが原因なのか）では、これでは国民からは身内の特定国道事務所記者発表資料に（行政文書開示から請負者の本社が検討という坑口付けですがこれが）安衛法88条違法行為の【坑口全景】という貫通の記者発表資料の件がまず身内からしてそのままであるうちは身内に不都合の法面のことの行政文書の全部としても何故か原処分では1ファイルしか不自然に開示がされないで自然と思われて自然である。

（2）意見書

ア 国北整総情第525号平成26年3月11日の行政文書開示決定通知書及び理由説明書とは、諮問庁は妥当とするが、処分庁の不開示の理由（本件対象文書に該当する文書として特定しないなど）は、法の裁量権のゆ越、濫用（違法）による明白な事実の誤認、また行政権の著しい濫用（違法）など、と考えられる。

よって、国土交通省の「平成29年（行情）諮問第108号理由説明書」とは、不法行為等（違法）であること。

イ 理由説明書（第3の4（1））から、「関連処分」による「関連開示文書」である「斜面縦断図」の「床堀時のクラック確認位置」の「高さによる位置（標高）」よりも、理由説明書（第3の2（6））「関連処分」による「関連開示文書」から「②坑口右の斜面の法面の吹付コンクリートにクラックが発生した（下写真）」の「法面クラックが赤く明示された工事写真」の「法面クラックの位置（標高）」の方が、より低い位置（標高）に、撮影されていることが確認できる（開示請求の添付資料①と添付資料⑥を参照）。

更に説明すると、理由説明書（第3の4（1））の「斜面縦断図」に記載の「床堀時のクラック確認位置」の位置（標高）よりも、理由説明書（第3の2（6））の関連開示文書のクラックの位置を赤く明示された「法面クラック現況」の工事写真の方が、床堀時のクラックの位置（標高）がより下の位置（標高）にあることが確認できる。つまり、理由説明書（第3の4（1））の「斜面縦断図」に記載の「床堀時のクラック確認位置」の位置（標高）よりも、理由説明書（第3の2（6））の関連開示文書の工事写真からの「床堀時のクラック確認位置」の方がより下の位置（標高）にある。これでは「斜面縦断図」と現場での高度な真実蓋然性のある工事写真からの「床堀時のクラック確認位置」の位置（標高）が一致をしていない、というおそれがある。

「斜面縦断図」とは、「想定すべり線」による円弧すべりについて、法面对策工の設計図面であると解される。また、「斜面縦断図」の「想定すべり線」の延長線上とは、坑口部の法面の地表面において、「床堀時のクラック確認位置」としていることから、「斜面縦断図」の「想定すべり線」と「床堀時のクラック確認位置」とは因果関係にある。これでは、仮に、「斜面縦断図」の明白な事実と反する「床堀時のクラック確認位置（標高）」から、特定国道特定トンネルの坑口部の法面对策工を施工のおそれがある、と考える自然である。仮に「斜面縦断図」の想定すべり線の延長線上の「床堀時のクラック確認位置」の位置（標高）が、高度な真実蓋然性のあるクラック位置明示工事写真より下の位置（標高）に「床堀時のクラック確認位置」だった、では、実際の安全率の低下など、かつ「斜面縦断図」の法面对策工自身の重量すらも、国道上の円弧すべりの要因となるおそれでは、会計検査院の入念な検査が必要と思われる公共事業であって、また処分庁（または国道管理者）は、国道の通行の権利からも、適正な対策工とは言えない、で自然である。

ウ 理由説明書（第3の5）から、諮問庁は、処分庁の本件請求文書（別紙の1に掲げる文書1ないし文書3）の文書1の不開示の理由

（特定しない理由）について、「どの位置で確認したかに関する記述はなかった」、「クラックが発生した位置に関する記述がなかった」及び「工事用黒板にクラックが発生した位置に関する記述がなかった」などとしている。

これは、処分庁の裁量権の判断過程において、（恣意的な）裁量のゆ越、濫用の発覚で、不開示の理由（特定しない理由）を「位置に関する記述が無い」などであるが、すると「工事打合せ簿で、具体的な、クラック位置が解る、高度の真実蓋然性の証明力がある工事写真（証拠）に基づき、クラックの発生等を説明（主張）することで、クラックの具体的な位置の確認が出来る行政文書」は、開示する要件を満たしている。工事打合せ簿において、クラックを説明して、クラック位置明示工事写真の添付とは、クラック位置に関する具体的な記述と同等であると考え。処分庁は、工事打合せ簿の言葉の一句だけに不自然に強く拘り、開示に該当しながら、不開示（不特定）とは、処分庁の裁量権の濫用であると考え。

処分庁の、事打合せ簿の中の言葉の一句だけに不自然に強く拘り不開示（不特定）について、法に基づき、「こじつけ」（不自然な行政行為）のような不開示の理由（特定しない理由）は、処分庁は、「斜面縦断図」は、クラック位置を明示する高度な真実蓋然性のある工事写真（証拠）から、「床掘時のクラック確認位置」の位置（標高）が一致をしていない、という処分庁の極めて不都合な事案の隠ぺいをすることが、直接の動機、主たる目的であって、これは、処分庁の行政権の著しい濫用によるものとして不法行為等（違法）と考える。

理由説明書（第3の5）について、処分庁は、本件請求文書の文書1とはクラックに関する報告の記述（主張）があったと認めており、かつ主任監督員が「法面クラック現況」として、現場のクラックについて、クラックの位置を赤く明示して明確にする高度な真実蓋然性のある工事写真（証拠）がある行政文書で、開示をする要件があると反論する。

つまり本件請求文書の文書1の工事打合せ簿は、主任監督員が「法面クラック現況」として、クラックの位置を赤く明示して明確にする工事写真（証拠）に基づき、クラックに関する報告の記述（主張）があるから、開示文書に該当すること。

法面のクラック位置について、法面クラック現況として、クラックが赤く明示された工事写真とは、クラックの位置その他の情報について、高度の真実蓋然性がある工事写真（証拠）の添付をして、クラック発生などを説明（主張）することから、法に基づき、本件対

象文書に特定しない理由（裁量の範囲内であること）は、処分庁に無いこと。

よって不開示の理由（本件対象文書に特定しない理由）は、処分庁の法に基づく、処分庁の裁量のゆ越、濫用であるから、開示を求める。

エ また理由説明書（第3の5）から、理由説明書（第3の2（6））の関連開示文書について、工事打合せ簿の（内容）は、「特定坑口部の設計照査」として、「特定坑口部の法面変位」の事実と「今後の問題点」という、2点について述べて、「照査」をするものであり、工事打合せ簿には、「特定坑口部の法面変位」と記載している。また工事打合せ簿の主張では、「§2. 変状状況2-1 変状状況」とまでしており、「②坑口右の斜面の法面の吹付コンクリートにクラックが発生した（下写真）」として、主任監督員が「法面クラック現況」として、クラックの位置を赤く明示して、明確にする工事写真（証拠）に基づき、クラックが発生したことに関する報告の記述（主張）がある。よって上記ウと同様に、開示文書に該当するから開示すること。

オ 理由説明書（第3の2（5））において、「国北整総情第458号平成26年1月14日」として、「特定地区構造物設計報告書」の1ページ（甲1号証：開示文書の写し）8行目では「～対策工の必要性および設計条件（対策範囲、想定すべり線～）」については、「地質調査単価契約特定トンネル特定坑口部変状調査」による」（引用）としていること。「地質調査単価契約特定トンネル特定坑口部変状調査」には想定すべり線の記載があると解される。

上記イから、「斜面縦断図」の「想定すべり線」と「床堀時のクラック床堀確認位置」について因果関係などから、理由説明書（第3の5）の本件対象文書（または本件対象文書に該当すると思われる文書）であると考えられる。（但し、「床堀時のクラック床堀確認位置」の、特に、位置の決定に関わる記載だけ（工事写真含む）の部分開示を求める）

カ よって、上記の行政文書の開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- (1) 審査請求人は、法に基づき、北陸地方整備局長（処分庁）に対して、別紙の1に掲げる文書1ないし文書3の開示請求を行った。
- (2) これを受けて、処分庁は、別紙の1の文書1については不存在を理由に不開示とし、別紙の1の文書2について別紙の2の文書①、別紙の1の文書3について別紙の2の文書②をそれぞれ特定し、法5条1号及び2号イに該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

(3) これに対し、審査請求人は、国土交通大臣に対し、別紙の1の文書1に該当する文書（本件対象文書）は存在する旨を主張する審査請求を申し立てた。

2 審査請求人の主張について

審査請求人の主張は、おおむね以下のとおりである。

(1) 別紙の1の文書1の不開示決定については本件対象文書に該当する文書があり、これを開示しないことは不当であることから、開示すべきである。

(2) 「特定改良地区改良工事」の「・変更図（第1回変更）」の「縦断方向斜面」の「床堀時のクラック確認位置」において、「特定国道特定トンネル工事」からの施工中の「床堀時のクラック確認位置についての～工事打合せ簿の全部」に該当する行政文書として、以下の文書などを開示することが妥当である。

(3) 開示された文書のうち、「法面对策工」の「法面クラック現況（特定年月日A）」の工事写真において「クラック状況」を確認しており、この工事写真は工事打合せ簿の一部であることから、本件対象文書に該当するものとして開示すべきである。

(4) 「法面对策工」の「法面クラック現況」の工事写真は、下半部分の床堀がまだ施工中であることから床堀中であり、これは床堀時のクラック確認位置であって、「特定改良地区改良工事」の「・変更図（第1回変更）」の「縦断方向斜面」の「床堀時のクラック確認位置」の工事写真であることから、本件対象文書に該当し、開示すべきである。

(5) 国北整総情第458号平成26年1月14日で開示された文書において、「・施工業者（特定会社）より、のり面对策工の提案がなされているため～」とあることから、特定国道特定トンネル工事において「特定改良地区改良工事」の「・変更図（第1回変更）」の「縦断方向斜面」の法面对策工の提案に関する工事打合せ簿が存在することが考えられる。

(6) 国北整総情第512号平成26年2月25日で開示された文書の「No. 60 特定坑口部についての設計照査について」とは「§4. 考えられる対策工（案）」としており、「～・施工業者より、法面对策工の提案がなされているため～」に該当する文書のひとつであると考えられる。

3 特定国道特定トンネル工事について

特定トンネル工事は、特定国道H県I町G地地先における全延長2,661mのうち828m間の施工について、特定年月日Jに北陸地方整備局と特定会社が請負契約を締結したものである。工事期間は特定年月日Kから特定年月日Lまでであり、工事の内容は、トンネル掘削工、覆工コンクリート工、インバート工、坑門工及び路体盛土工を行っている。

なお、本件対象文書に関連する特定改良地区改良工事とは、特定国道H

県I町M地先における特定トンネル特定坑口部の延長160mの盛土・法
枠工及び特定トンネル特定坑口部の法面対策工について、特定年月日Nに
北陸地方整備局と特定会社が請負契約を締結し、工事期間が特定年月日O
から特定年月日Pの工事であり、特定トンネル工事とは別の工事である。

4 本件請求文書について

(1) 別紙の1の文書1（本件対象文書）について

本件開示請求に係る開示請求書別紙の記載内容によれば、別紙の1の
文書1は、特定トンネル工事の施工における、本件審査請求に係る審査
請求書に添付された添付資料⑨（斜面縦断図）中の「床堀時クラック確
認位置」に関する指示書や工事打合せ簿であると解される。

なお、斜面縦断図は、特定改良工事における特定トンネル特定坑口部
の法面対策工の工事図面のうちの本線縦断方向の断面図であり、「床堀
時クラック確認位置」とは、特定トンネル特定坑口部の坑門本体の築造
を目的に、現地盤線から土砂等を掘り下げた後の法面にクラックの発生
が確認された位置である。

(2) 別紙の1の文書2について

本件開示請求に係る開示請求書別紙の記載内容によれば、別紙の1の
文書2は、特定トンネル工事の施工中に発生した、斜面縦断図に記載さ
れた「床堀時クラック確認位置」に係るクラックに関する、クラックの
発生日時や発生したことの監督職員への報告日時等が記載された文書で
あると解され、「床堀時クラック確認位置」と無関係のクラックに関す
る文書は対象外であると解される。

(3) 別紙の1の文書3について

本件開示請求に係る開示請求書別紙の記載内容によれば、別紙の1の
文書3は、特定改良工事に係る斜面縦断図について、監督職員による承
認決裁、変更設計決裁、承諾及び特定改良工事の完成検査の合格通知に
関する文書であると解される。

5 原処分に対する諮問庁の考え方について

本件審査請求に係る審査請求書の内容によれば、審査請求人は、本件対
象文書に該当する文書は存在するはずであり、また、原処分で開示された
文書の一部及び関連処分で開示された文書は本件対象文書に該当するはず
であると主張していると考えられることから、以下、本件対象文書に該当
する文書の保有の有無について検討する。

本件対象文書の保有の有無について処分庁に確認したところ、処分庁は、
特定トンネル工事の指示書や工事打合せ簿には、特定改良工事に係る斜面
縦断図に記載された「床堀時クラック確認位置」に関する記述はなく、本
件対象文書に該当する文書は保有していないと説明する。

一方で、審査請求人は、上記第3の2（3）及び（4）のように、別紙

の2の文書①のうちの特定トンネル工事におけるクラックの状況を撮影した写真（クラック現況写真）が本件対象文書に該当すると主張している。また、上記第3の2（6）のように、原処分とは別の処分（関連処分）において開示された文書（関連開示文書）の一部を具体的に示した上で、これが本件対象文書に該当すると主張している。

そこで、処分庁に対し、別紙の2の文書①中のクラック現況写真及び関連開示文書を本件対象文書に該当する文書として特定しなかった理由について確認したところ、処分庁は、当該文書には「特定年月日A特定時刻に坑口部右側（山側）の吹付コンクリートにクラックを発見する」という報告の記述はあるが、どのようなクラックが、どの位置で確認したかに関する記述はなかった。また当該文書に添付されていたクラック現況写真においても、同時に撮影されていた工事用黒板にクラックが発生した位置に関する記述がなかったことから、本件対象文書に該当する文書として特定しなかったものであると説明する。

また、上記第3の2（3）及び（4）のクラック現況写真にも「床堀時クラック確認位置」に関する記述はなく、本件対象文書に該当する文書として特定しなかったものであると説明する。

上記第3の2（6）の関連開示文書については、特定トンネル工事の施工中に特定会社から出された特定トンネル特定坑口部の法面変位と今後の問題点について設計照査を行った工事打合せ簿であり、「床堀時クラック確認位置」に関する工事打合せ簿ではなく、その資料の中にクラック状況の工事写真は存在したが、「床堀時クラック確認位置」に関する記述はなく、本件対象文書に該当する文書として特定しなかったものであると説明する。

本件対象文書に該当する文書として特定しなかった別紙の2の文書①中のクラック現況写真及び関連開示文書には、全て「床堀時クラック確認位置」に関する記述はなく、クラックの発生が確認された位置が特定できないことから、処分庁の説明に特段不自然・不合理な点はないものと認められ、これを覆す特段の事情も認められない。

念のため、本件審査請求を受け、改めて処分庁に対し、本件対象文書に該当すると思われる文書を保有しているか確認するため、担当部署の執務室や書庫等を入念に探索させたが、本件対象文書に相当する文書の存在は確認できなかった。

6 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記諮問庁の判断を左右するものではない。

7 結論

以上のことから、諮問庁としては、処分庁は本件対象文書に該当する文

書を保有しているとは認められず、本件対象文書に該当する文書を不存在とする原処分は妥当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年3月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年5月8日 審査請求人から意見書及び資料を収受
- ④ 同年7月10日 審議
- ⑤ 同年8月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書を含む計3文書の開示を求めるものであり、処分庁は、他の2文書に係る請求については、対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とし、本件対象文書については不存在を理由に不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、具体的に何点かの文書を挙げ、それらが本件対象文書に該当するので本件対象文書は存在する旨主張し、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 上記第2の審査請求人の主張及び第3の諮問庁の説明を踏まえると、本件開示請求は、特定年月日Kから特定年月日Lにかけて実施された「特定国道特定トンネル工事」において特定トンネル特定坑口部の法面変位（法面にクラックが生じた等）に伴う、クラック確認位置についての工事打合せ簿等の開示を求めるものであると解され、そして、審査請求人は、以下のアないしオを指摘し、本件対象文書が存在する旨主張している。

ア 特定トンネル特定坑口部法面の応急復旧工事である「法面对策工」の「法面クラック現況（特定年月日A）」の工事写真において「クラック状況」を確認しており、当該写真が工事打合せ簿の一部であることから、本件対象文書に該当する。

イ 「法面对策工」の「法面クラック現況」の工事写真は、下半部分の床堀がまだ施工中であることから床堀中であり、「縦断方向斜面」の「床堀時のクラック確認位置」を示した工事写真であることから、本件対象文書に該当する。

ウ 特定国道特定トンネル工事において法面对策工の提案に関する工事打合せ簿が存在することが考えられる。

エ 「No. 60 特定坑口部についての設計照査について」は、法面対策工の提案がなされており、本件対象文書に該当する。

オ 「特定国道特定トンネル工事」とは別の関連工事である「特定地区構造物設計報告書」には「地質調査単価契約特定トンネル特定坑口部変状調査」を引用しており、「想定すべり線」と「床掘時のクラック床掘確認位置」についての因果関係などから、本件対象文書であると考えられる。

(2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して、不存在を理由に不開示とした経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 「法面対策工」の「法面クラック現況（特定年月日A）」の工事写真について

審査請求人が上記（1）アで指摘する「クラック現況写真」については、以下の点から本件対象文書に該当しないと判断した。

(ア) 当該文書には「特定年月日A 特定時刻に坑口部右側（山側）の吹付コンクリートにクラックを発見する」という報告の記述はあるものの、どのようなクラックが、どの位置で確認したかに関する記述はなかった。

(イ) また、当該文書に添付されていたクラック現況写真においても、同時に撮影されていた工事用黒板にクラックが発生した位置に関する記述がなかった。

(ウ) したがって、当該文書には、具体的なクラック位置についての記述はなく、本件対象文書に該当しない。

イ 「法面対策工」の「法面クラック現況」の工事写真について

審査請求人が上記（1）イで指摘する「法面対策工」の「法面クラック現況」の工事写真を本件対象文書に該当する文書として特定しなかった理由は、上記アと全く同様である。

なお、審査請求人が、当該文書が本件対象文書であるとして、審査請求書に証拠として添付した当該工事写真（上記（1）アの「法面対策工」の「法面クラック現況（特定年月日A）」の工事写真と同一のもの）を含む1枚の資料は、以下のエで説明する「No. 60 特定坑口部についての設計照査について」の一部と同様のものである。

ウ 特定国道特定トンネル工事における法面対策工の提案に関する工事打合せ簿の存在について

審査請求人が上記（1）ウで指摘する点については、以下のとおりである。

(ア) 審査請求人が開示を求めているのは、「特定国道特定トンネル工

事」において特定トンネル特定坑口部の法面変位（法面にクラックが生じた等）に伴う、クラック確認位置についての工事打合せ簿等であり、関連工事の工事打合せ簿等の開示を求めているものではない。

(イ) 関連工事である法面对策工の提案に関する工事打合せ簿は存在するが、それは、そもそも「特定国道特定トンネル工事」の工事打合せ簿ではなく、また、当該文書に掲載されている写真に具体的なクラック確認位置についての記述はないことは、上記アと同様である。

エ 「No. 60 特定坑口部についての設計照査について」について
審査請求人は上記(1)エにおいて、「No. 60 特定坑口部についての設計照査について」の内容に、法面对策工の提案がなされている記述があり、本件対象文書に該当する旨主張する。

この点については、以下の点から、当該文書は審査請求人が求める本件対象文書に該当しないと判断した。

(ア) 当該文書は、特定トンネル特定坑口部の法面変位と今後の問題点について設計照査を行った、工事に関する打合せ簿である。

(イ) また、当該文書にクラック状況の工事写真は存在したが、「床堀時クラック確認位置」に関する記述がなく、どのようなクラックが、どの位置で確認したかに関する記述はなかった。

(ウ) さらに、添付されていたクラック現況写真においても、同時に撮影された工事用黒板に「床堀時クラック確認位置」に関する記述がなく、クラックが発生した位置に関する記述がなかったこと及びクラックの幅、延長、方向、高さなどクラック発生位置が特定できなかった。

オ 「特定地区構造物設計報告書」について

審査請求人は上記(1)オにおいて、「特定国道特定トンネル工事」とは別の関連工事である「特定地区構造物設計報告書」の文書では、「地質調査単価契約特定トンネル特定坑口部変状調査」を引用しており、「想定すべり線」と「床堀時のクラック床堀確認位置」についての因果関係などから、本件対象文書に該当する旨主張する。

この点については、以下の点から、当該文書は審査請求人が求める本件対象文書に該当しないと判断した。

(ア) 意見書の中に出てくる「地質調査単価契約特定トンネル特定坑口部変状調査」及び「特定地区構造物設計報告書」の業務は、特定トンネル特定坑口上部斜面の変状に対し調査・設計を行ったものである。

(イ) したがって、当該文書は、「特定国道特定トンネル工事」とは別の業務に関するものであり、本件対象文書に該当しない。

カ 以上のとおり、審査請求人が指摘する文書は、いずれも本件対象文書に該当しない。念のため、処分庁に対し、本件対象文書と思われる文書を保有していないか確認するため、担当部署の執務室及び書庫等を探索させたが、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(3) 北陸地方整備局において、本件対象文書を保有していないとする諮問庁の上記(2)の説明に特段不自然・不合理な点は見当たらず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、北陸地方整備局において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、北陸地方整備局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 開示請求書に記載されている文書（本件請求文書）

文書1 国北整総情第346号平成25年11月5日の「特定改良地区改良工事」の「・変更図（第1回変更）」の「縦断方向斜面」の「床堀時のクラック確認位置」において、「特定国道特定トンネル工事」からの施工中の「床堀時のクラック確認位置」についての指示書・工事打合せ簿の全部（本件対象文書）

文書2 「特定国道特定トンネル工事」において施工期間中のこの「床堀時のクラック確認位置」とは特定国道特定トンネル工事の何時に発生して何時に監督職員に報告等をしたのかについての工事打合せ簿を含む行政文書の全部

文書3 「特定改良地区改良工事」の「・変更図（第1回）」の「縦断方向斜面」の図面の甲・監督職員の承認決裁・変更設計決裁・承諾、また「特定改良地区改良工事」が完成の検査で合格の通知についての行政文書の全部

2 処分庁が特定した文書

文書① 特定国道特定トンネル工事に係る特定年月日Q付け「4-2工事打合せ簿（協議簿）」ただし、上記1の文書2に該当するもの

文書② 特定改良地区改良工事に係る

（ア）承認文書

（イ）工事成績評定通知書（控）

（ウ）請負工事完成技術検査通知書（控）

（エ）工事合格通知書（控）

ただし、上記1の文書3が含まれるもの